

## 倉敷市立上成小学校 いじめ問題対策基本方針

### いじめに関する現状と課題

- ・人間関係が築きにくい、または友達とのコミュニケーションがとりにくい児童が少しずつ増えてきている。思いを十分に伝えることができなくて乱暴な言葉が飛び交ったり、乱暴な行為に及んだりすることがある。そういったことの積み重ねが児童間のトラブルの原因になっていると考えられる。言葉遣いを直すことや望ましいコミュニケーション(SNSも含む)が図れるようにすることで児童間のトラブルが減り、いじめの解消へとつながると考えている。

### いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事や学年主任、養護教諭も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・いじめの早期発見のために、アンケートを実施して児童の実態を把握し、教育相談週間の連携を図る。また、児童の内面が現れるようにアンケートの内容を工夫する。

**〈重点となる取組〉**

- ・週目標に、言葉遣いに関する内容を設定し、学校をあげ、言葉遣いの改善に努める。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針を PTA 総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。</li> <li>・学校評議員等の協力を得て、地域の方々と懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。</li> <li>・学校評議員懇談会 年3回 (6月, 11月, 2月)</li> <li>・民生委員懇談会 年1回</li> <li>・青少年を育てる会 年1回</li> <li>・中学校区での青少年を育てる会 年3回</li> </ul>	<p><b>いじめ対策委員会</b></p> <p>〈いじめ対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応</li> </ul> <p>〈いじめ対策委員会の開催〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導情報交換会を週1回程度開催</li> <li>・情報共有した中から必要に応じていじめ対策委員会を開催</li> </ul> <p>〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直後の職員会議で全教職員に周知</li> <li>・緊急の場合は終礼等で伝達</li> </ul> <p>〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校外 PTA や地域の代表</li> <li>・校内 校長, 教頭, 生徒指導主事, 学年主任, 担任, 養護教諭 等</li> </ul> <p><b>全 教 職 員</b></p>	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会, 市教育委員会</li> </ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロールによる監視</li> </ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭</li> </ul> <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉島警察署, 上成駐在所</li> </ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な情報交換</li> </ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭</li> </ul>

### 学 校 が 実 施 す る 取 組

<b>① いじめの防止</b>	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の資質能力向上のため、ネット上のいじめとその対処法に関する研修を行う。</li> </ul> <p>(人権部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回の人権週間において自他共に認め合い、互いに助け合うことができるようにする。</li> </ul> <p>(担任)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットモラルについての年間指導計画を作成し、各学年において、2～3時間以上のネットモラルの授業を実施。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、だれもが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校、学級づくりを進める。</li> </ul>
<b>② 早期発見</b>	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握のためのアンケートを、児童に対して年3回、教員に対して年1回し、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。また、年3回、一人ひとりの児童と教育相談の時間を設け、実態把握に努める。</li> <li>・いじめを生まない土壌づくりに努めるとともに、児童がいじめを訴えやすい環境を整備する。</li> <li>・家庭訪問や個人懇談の機会を利用して児童の家庭での様子など幅広く伺い、児童の些細な変化や行為を見落とさないように努める。</li> </ul>
<b>③ いじめへの対処</b>	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の教職員が情報を抱え込むことがないように、いじめ対策委員会を中心に組織的な対応をする。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係をはぐくむことができるよう指導を行う。</li> </ul>